

令和2年12月24日
参考資料

ドローンによる農薬散布の自粛要請を解除しました

県では、これまで都市化の進展や県民感情などを考慮して、無人マルチローター、いわゆるドローンによる農薬散布について生産者等に自粛を要請してきましたが、令和2年12月8日に、自粛要請を解除しました。

1 自粛要請の解除に至った経緯

ドローンによる農薬散布は、無人ヘリコプターより低い高度で散布ができ、農薬の飛散が軽減されます。また、防除作業の負担軽減や生産性の向上にも資する技術として、活用が期待されています。

このため、令和元年度と2年度に、県農業技術センターで農薬散布の現地確認試験を実施した結果、農作物の上空2m以下で散布した場合には、農薬の飛散状況や防除効果等が人による散布と同程度であることを確認しました。また、令和2年7月から10月に、消費者団体等と意見交換を行い、農薬散布の実施計画書等の提出を条件に、自粛要請の解除に対して理解が得られました。

2 今後の対応

農薬の安全かつ適正な使用の推進を図るため、ドローンによる農薬散布を実施する者(実施者)が行う手続き等を定めた「神奈川県における無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施について」の制定と自粛要請の解除の通知を、令和2年12月8日付けで、市町村や生産者団体等に発出しました。

今後、ドローンによる農薬散布を実施する場合には、実施計画書の提出等が必要となりますので、生産者団体の職員や生産者等を対象に説明会などを開催し、協力をお願いしていきます。

なお、「神奈川県における無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施について」を含め、農薬散布の実施者が行う手続き等については、県のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/drone-nouyaku.html>

(別添資料) 神奈川県における無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施について
(別添写真) ドローンによる農薬散布の状況

問合せ先

神奈川県環境農政局農政部農業振興課
課長 鈴木 電話 045-210-4420
副課長 井上 電話 045-210-4421

神奈川県における無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施について

1 趣旨

無人マルチローターによる農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術の一つであり、本県においても無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施が見込まれます。

このため、空中散布を実施する者（以下「実施者」という。）が行う手続き等を定め、空中散布の実施状況を把握し、市町村など関係機関で情報共有します。また、必要に応じて実施者に対して助言指導等を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進を目的とするものです。

2 実施者の責務

実施者は、次の法令を遵守するとともに、関係通知に留意してください。

- (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- (2) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (3) 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「安全ガイドライン」という。）
- (4) 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）
- (5) その他、無人マルチローターの安全飛行や農薬の安全使用に係る各種通知

3 実施計画書の提出・情報提供

- (1) 実施者は、空中散布を実施する場合、実施場所の市町村名、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a 当たりの使用量又は希釈倍数等を記載した無人マルチローターによる農薬の空中散布実施計画書（以下「実施計画書」という。）（別記様式 1）を作成し、実施する 14 日前までに県環境農政局農政部農業振興課（以下「農業振興課」という。）に提出してください。
- (2) 農業振興課は、提出のあった実施計画書の内容を確認し、実施主体に対して必要に応じて助言指導するとともに、実施場所の市町村並びに畜産課及び農業技術センター等（以下「県関係機関」という。）へ情報提供します。
- (3) 農業振興課及び県関係機関は、実施計画書に基づく空中散布の実施を確認するため、必要に応じて現地調査を行います。

4 実施報告書の提出・情報提供

- (1) 実施者は、空中散布を実施した場合は、実施場所の市町村名、実施月日、作物名、散布農薬名、10a 当たりの使用量又は希釈倍数等を記載した無人マルチローターによる農薬の空中散布実施報告書（以下「実施報告書」という。）（別記様式 2）を作成し、速やかに農業振興課に提出してください。
- (2) 農業振興課は、提出のあった実施報告書を実施場所の市町村及び県関係機関へ情報提供します。

5 事故発生時の報告

- (1) 安全ガイドライン第3の1の(1)の農薬事故が発生した場合の同第3の2に基づく事故報告書の提出先は、農業振興課とします。
- (2) 安全ガイドライン第3の1の(2)のその他が発生した場合、実施者は、同第3の7に基づく報告のほか、遅滞なく農業振興課にも報告してください。
- (3) 農業振興課は、(1)及び(2)の報告があった場合、実施場所の市町村及び県関係機関へ情報提供します。

6 防除関係者講習会の受講

実施者のうち、農業者等から農薬散布を受託し、又は請け負って実施する者は、農業技術センターが主催する「防除関係者講習会」の受講に努めてください。

7 情報管理の徹底

情報提供にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、神奈川県個人情報保護条例（平成2年3月30日条例第6号）等に留意します。

8 その他

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る技術開発の状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

無人マルチローターによる農薬の空中散布実施計画書

<実施者>

氏名
(会社名・担当者名)

電話

ファクシミリ

メールアドレス

<防除委託者>

氏名

電話

実施場所の 市町村名	実施面積	実施予定 月日	作物名	散布農薬名	10 a 当たりの使用量 又は希釈倍数	備考

空中散布の実施に関する周辺への情報提供について

(該当するまたは実施予定である場合 をいれてください)

<input type="checkbox"/>	散布区域の周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等があります。
<input type="checkbox"/>	上記を管理する人たちに対し、事前に散布計画の情報提供を行います。
<input type="checkbox"/>	天候等の事情により空中散布の月日等に変更が生じた場合は、変更に係る事項について情報提供を行います。
<input type="checkbox"/>	作業中の散布区域内への進入を防止するため、告知、表示等を行います。

<添付資料>

1 散布区域が分かる地図

無人マルチローターによる農薬の空中散布実施報告書

<実施者>

氏名
(会社名・担当者名)

電話

ファクシミリ

メールアドレス

<防除委託者>

氏名

電話

実施場所の 市町村名	実施面積	実施 月日	作物名	散布農薬名	10 a 当たりの使用量 又は希釈倍数	備考

空中散布の実施に関する周辺への情報提供について

(該当するまたは実施した場合 をいれてください)

<input type="checkbox"/>	散布区域の周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がありました。
<input type="checkbox"/>	上記を管理する人たちに対し、事前に散布計画の情報提供を行いました。
<input type="checkbox"/>	天候等の事情により空中散布の月日等に変更が生じて、変更に係る事項について情報提供を行いました。
<input type="checkbox"/>	作業中の散布区域内への進入を防止するため、告知、表示等を行いました。

<添付資料>

1 実施した散布区域が分かる地図



ドローンによる農薬散布の状況